

大分県地方機関の古紙類売却に係る仕様書

この仕様書は、大分県を甲とし、買受者を乙とする古紙類売却について、必要な事項を定める。

1 業務の概要

- (1) 乙は、大分県内の県地方機関から排出される古紙類を、契約単価により買い取るものとする。
- (2) 乙は、古紙類を各機関の所定の場所から自ら搬出、搬送し、処理場等で適切に再資源化を図るものとする。
- (3) 乙は、古紙類以外の不純物（ビニール、金具、紐類等）が付着しているものについては、その都度取外し、適正に処分をすること。

2 県地方機関の及び古紙の引渡し場所等

- (1) 予定される県地方機関は別紙「古紙排出予定の県地方機関一覧」とするが、全ての機関からの古紙廃出を確約するものではない。
- (2) 乙は、予定されている各地方機関の搬出場所及び搬出回数について、契約後すみやかに各機関の庁舎管理者と協議し、古紙類回収計画を策定し、甲に提出すること。
- (3) 一覧にない地方機関からの売却にも対応すること。

3 古紙の種類及び年間予定排出数量

別紙「排出数量見込」のとおり

4 古紙の引渡量の計量及び報告

- (1) 乙は、搬出した古紙を計量法に規定している定期検査を受検した特定計量器を使用して、古紙の種類ごとに計量するものとする。
- (2) 乙は、(1)の計量の報告を、月ごとにすみやかに甲へ提出すること。

5 古紙の売買金額の計算

古紙の売買金額については、4により提出のあった報告書の月合計計量に契約単価（税込）を乗じて得た額とし、算出した売買金額に円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

6 その他

乙は、搬出及び搬送時に古紙を紛失することのないように十分注意すること。また、必要に応じて、甲と協議のうえ散逸防止措置をとること。

乙は、甲が古紙の搬出及び処理場への搬入の立ち会い（現場確認）を求めたときは応じること。

個人情報及び機密情報を取り扱う業務が発生する場合は、契約書記載の機密情報・個人情報に関する条項及び機密保持及び個人情報保護に関する特記事項を遵守すること。なお、その場合は機密保持及び個人情報保護に関する特記事項第17条に定める監査、調査等を実施する。

7 協議

その他、本仕様書に定めがない事項については、甲乙協議の上定める。